

火災共済

住宅災害等給付金付火災共済

住宅災害等給付金付火災共済事業細則

契約の発効日または更新日が、2024年4月1日以降の制度内容です

- 「しおり」を表示していただくと、目次としてご利用いただけます。

(総 則)

第1条 教職員共済生活協同組合(以下「この組合」という。)は、住宅災害等給付金付火災共済事業規約(以下「規約」という。)第79条(細則)にもとづき、この細則を定める。

(「電磁的方法」の定義)

第2条 この細則において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)第53条(電磁的方法)第1項第1号にもとづくものをいう。

(「生計を一にする」および「親族」の定義)

第3条 規約中にいう、「生計を一にする」ことの認定は、住民票または所属長(学校長)、市町村長、町内会長、自治会長の発行する居住証明書をもって行う。

2 規約中にいう「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいう。

(「給排水設備」の定義)

第4条 規約中にいう、「給排水設備」とは、水道管、排水管(雨樋、スノーダクトを含む)、給水タンク、トイレの水洗用設備、浄化槽等の給水・排水を主要の用途にもつ設備で、建物、地面または地中に固定されたものをいう。ただし、洗濯機、浴槽、食洗器等給水・排水の機能はもつもののその装置内に主として水を貯め活用する設備を除く。

(共済契約の継続の特例)

第5条 共済契約期間中に規約第6条(共済契約者の範囲)および規約第7条(被共済者の範囲)に規定する範囲外となった場合は、当該共済契約の期間が満了する日まで継続できるものとする。

(併用住宅の用途)

第6条 規約第8条(共済の目的 建物)第1項第3号ウにいう「細則で定める用途」とは、つぎの各号の用途をいう。

- (1) 常時10人以上が業務に従事する事務所
- (2) 火薬類専門販売業および再生資源集荷業
- (3) 作業員宿舍および簡易宿泊所
- (4) 貸座敷、待合、割烹および料亭
- (5) キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの
- (6) 映画館、劇場および遊戯娯楽場
- (7) 工場、作業場(常時5人以上が作業に従事するもの。)および倉庫

2 規約第8条(共済の目的 建物)第1項の共済の目的となることのできる建物のうち、賃貸借契約(無償賃貸も含む)にもとづき、共済契約関係者以外の者(以下、この項において「賃借人」という。)に貸与している建物であって、組合の承諾を得た場合には、その建物を共済の目的とすることができる。ただし、規約第8条第1項第3号の規定にかかわらず、同号アの建物において、賃借人がもっぱら居住している部分は、規約第8条第1項第3号の「併用住宅」とみなす。

(建築中の建物の基準)

第7条 規約第8条(共済の目的 建物)第2項第1号にいう「細則で定める基準」とは、つぎの各号の条件のすべてをみたすことをいう。

- (1) 建築工事の注文者が、建物の完成後所有者となること。
- (2) 建築工事の注文者が、建物の共済契約者となること。
- (3) 建築請負業者が、その建築中の建物にかかる保険等に加入していないこと。
- (4) 建前完了時以後であること。

(30 日をこえて 1 年以内の空家を引き受ける場合)

第 8 条 規約第 8 条（共済の目的 建物）第 2 項にいう「この組合が細則で定めるもの」とは、空家または無人となっている建物の外部および内部について月 1 回以上の見回り、点検等の管理ができることをいう。

(同一敷地内の複数の建物にかかる共済契約の締結の単位)

第 9 条 同一敷地内に 2 以上の建物がある場合において、そのいずれもが規約第 8 条（共済の目的 建物）第 1 項の建物であり、かつ、規約第 15 条（共済契約の締結の単位）第 1 項に定められた共済の目的ごとの共済契約の締結がされていないときは、同一敷地内の共済の目的とすることができるすべての建物または家財について一括して共済契約が締結されているとみなすことができる。ただし、共済契約関係者が居住している建物に限る。

(空家における共済契約の更新取扱い)

第 10 条 規約第 20 条（共済契約の更新）第 2 項第 1 号にいう「共済の目的とすることのできる建物の範囲外となること」には、規約第 8 条（共済の目的 建物）第 2 項第 2 号および第 8 条（30 日をこえて 1 年以内の空家を引き受ける場合）の規定にもとづき締結された共済契約において、締結後の事情または状況の変化等により第 8 条の基準を満たさなくなったことを含む。

(各共済金請求の提出書類)

第 11 条 規約第 25 条（共済金の請求）第 2 項にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとに、つぎの各号に規定する書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
共済金の種類	共済金請求書	共済金申請付属書	共済事故の証明書 (関係官署の罹災証明書またはこれに代わるべき証明書)	登記簿謄本または登記事項証明書 (建物に損害がある場合)	死亡診断書 (死体検案書)	その他、組合が規約第 27 条（共済金等の支払いおよび支払場所）第 1 項に規定する必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、共済契約締結の際に交付するハンドブックにおいて記載したものの
火災等共済金 住宅災害等共済金	○	○	○	○		○
持ち出し家財 共済金	○		○			○
失火見舞費用 共済金 漏水見舞費用 共済金	○		○			○
修理費用共済 金	○	○	○			○
住宅災害死亡 共済金	○	○	○		○	○
風呂の空焚見 舞金	○	○	○			○

(注) ○は、必要書類。

2 前項の規定にかかわらず、この組合は、前項の書類の一部の省略を認めることができる。

(共済契約の解約の手続き)

第 12 条 共済契約者は、規約第 36 条（共済契約の解約）の定めにより共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入し、署

名または記名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

(電磁的方法による手続き)

第 13 条 共済契約者は、規約第 45 条（氏名または住所の変更）第 1 号に規定する事項については、書式に代えて電磁的方法によりこの組合に通知することができる。

2 前項に規定する電磁的方法による通知にかかる手続きは、つぎの各号のとおりとする。

(1) 共済契約者は、この組合がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に前項に規定する通知にかかる手続事項を入力し、この組合に送信する。

(2) この組合は、前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなす。この場合、この組合は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法により共済契約者に通知する。

3 電磁的方法による手続きにおいて、規約およびこの細則において特に定めのない事項については、「マイページ利用規約」を適用する。

(追加共済掛金の払込みにおけるこの組合が指定する期日)

第 14 条 規約第 47 条（共済掛金の返戻または追徴）第 3 項にいう「細則で定める基準によりこの組合が指定する期日」とは、共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの組合が共済契約者に対し指定する日をいう。

(再取得価額の算定および制限)

第 15 条 規約第 48 条（基本契約共済金額）第 3 項における共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の再取得価額は、当該建物の所在地、構造に応じて、つぎの加入基準

に定める額に当該建物の延坪数を乗じて得た額とする。また、共済の目的である建物において、その額と 4,000 万円のいずれか小さい額を「建物の標準加入額」という。

【建物の加入基準】 (坪あたり、単位 万円)

物件所在地名	木造	耐火構造
埼玉、千葉、東京、 神奈川、京都、 奈良、大阪、兵庫	70	80
上記以外	60	70

2 前項の規定にかかわらず、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再築もしくは再取得するために要する額が、前項による再取得価額の算定と著しく乖離があると組合が認めた場合、建物の標準加入額を減額することができる。

3 規約第 48 条（基本契約共済金額）第 3 項における共済の目的である家財の再取得価額は、共済契約関係者の人数および世帯主の年齢に応じて、つぎの加入基準に定める金額とする。また、この額を「家財の標準加入額」という。

【家財の加入基準】 (単位 万円)

建物の延坪数	人数	单身	2人	3人	4人	5人以上
	世帯主年齢					
10坪以上	30歳未満	400	800	900	1,000	1,400
	30歳以上 40歳未満	600	1,500	1,600	1,800	2,000
	40歳以上 50歳未満	900	2,000	2,000	2,000	2,000
	50歳以上	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000
10坪未満	30歳未満	400	700	700	700	700
	30歳以上 40歳未満	600	700	700	700	700
	40歳以上	700	700	700	700	700

4 共済契約を締結したのちにおいて、共済の目的である建物または家財に変更が生じ、変更後に第

1 項から前項までの規定により再計算した建物または家財の標準加入額が共済契約締結のときの建物または家財の標準加入額以下となった場合において、当該共済契約にもとづく基本契約共済金額は、組合が認めた場合を除き、それぞれ変更後に再計算した建物または家財の標準加入額とする。

(建物構造区分の定義)

第 16 条 規約第 49 条 (基本契約共済金) 第 2 項および規約別紙第 1 「掛金額算出方法書」にいう「耐火構造」とは、つぎのとおりとする。

(1) 建物の主要構造物のうち、柱、はりおよび床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの

(2) 外壁のすべてが下記のいずれかに該当する建物

ア コンクリート造

イ コンクリートブロック造

ウ れんが造

エ 石造

オ 土蔵造

2 規約別紙第 1 「掛金額算出方法書」にいう「木造」とは、前項に規定する「耐火構造」以外のものとする。

(建物構造区分の誤りの処理)

第 17 条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、当該共済期間中のその共済契約に適用すべき建物構造区分による共済掛金の額とそれまでに適用されていた建物構造区分による共済掛金の額との差を計算し、その額を返戻または追徴する。

(1) 共済契約者が共済契約締結もしくは規約第 20 条 (共済契約の更新) 第 4 項から第 7 項までの規定による更新の当時に告げた建物

構造区分について誤りがあることが判明した場合

(2) 規約第 46 条 (通知義務) 第 1 項第 2 号の事由が発生したにもかかわらず、この組合の定める書式によりその旨をこの組合に遅滞なく通知せず、建物構造区分について誤りがあることが判明した場合

2 前項の規定は、つぎの各号のいずれかの場合には適用しない。

(1) 規約第 38 条 (告知義務による共済契約の解除) 第 1 項の規定により共済契約を解除した場合。ただし、共済契約者が当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は除く。

(2) 規約第 39 条 (通知義務による共済契約の解除) 第 1 項の規定により共済契約を解除した場合。ただし、共済契約者が当該共済事故の発生が危険増加をもたらした事実によらなかったことを証明した場合は除く。

3 第 1 項の規定により、共済掛金の差額を返戻する場合において、その共済契約が更新されたものであり、かつそれ以前の共済契約においても適用すべき建物構造区分に誤りがあるときは、第 1 項による返戻の額と合わせて 3 年間分を限度として共済掛金の差額を払い戻す。

4 第 1 項の規定にもとづき、この組合が、追徴となる共済掛金 (以下、この条において「追加共済掛金」という。) を請求した場合において、共済契約者は、共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの組合が共済契約者に対し指定する日までに、追加共済掛金を払い込まなければならない。

5 この組合は、前項のこの組合が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがない場合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

6 第 1 項の規定にもとづき、この組合が追加共済

掛金を請求した場合において、前項の規定によりこの共済契約を解除できるときは、この組合は共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。

(建築中の建物の共済金額等)

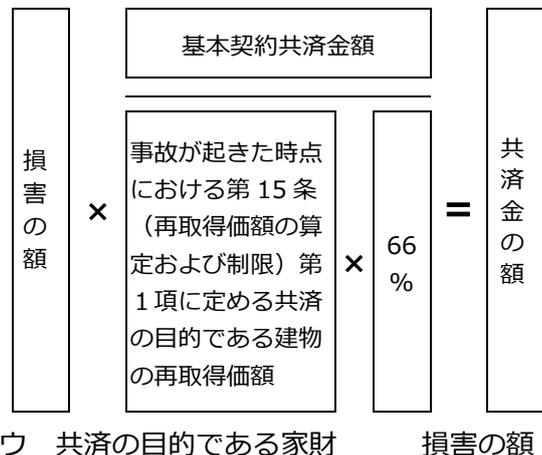
第 18 条 規約第 8 条 (共済の目的 建物) 第 2 項第 1 号に規定する建物について、火災等または住宅災害等による損害が生じた場合において、この組合が支払う共済金の額は、規約第 50 条 (火災等共済金) 第 2 項または規約第 51 条 (住宅災害等共済金) 第 2 項に規定する金額に、つぎに該当するそれぞれの割合を乗じて得た額とする。

- (1) 基礎工事より屋根工事終了まで 40%
- (2) 内外壁工事終了まで 70%
- (3) 工事が終了して入居するまで 100%

(火災等共済金の算定方法)

第 19 条 規約第 50 条 (火災等共済金) 第 2 項にいう「細則で定める基準」は、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の損害の程度に応じて、つぎの各号のとおりとする。また、それぞれの場合において、基本契約共済金額を上限とする。

- (1) 全損の場合
 - 建物の損害割合が 66% 以上の場合
 - 基本契約共済金額
- (2) 半損・一部損の場合
 - 建物の損害割合が 66% 未満の場合
 - ア 基本契約共済金額が、建物の標準加入額の 66% 以上付されている、共済の目的である建物 損害の額
 - イ 基本契約共済金額が、建物の標準加入額の 66% 未満付されている、共済の目的である建物



- 2 前項にいう、損害の程度ならびに損害の額は、各種構成部および品目に関する価額ならびにこれらの確認に要する資料等により、この組合の調査結果にもとづいて算出する。この算出には、必要に応じて建物・家財評価に関する各種資料および所定の様式により提出された見積書を参考にすることができる。
- 3 第 1 項にいう、損害の程度ならびに損害の額の算出は、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物については、規約第 16 条 (共済の目的の範囲) の規定にかかわらず、建物および従物により行う。
- 4 規約第 50 条 (火災等共済金) 第 3 項にいう「再取得価額」は、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再築もしくは再取得、または共済の目的を修復するために要する額とする。
- 5 規約第 50 条 (火災等共済金) 第 4 項第 1 号にいう「建物の基本契約共済金額の 10 パーセント」を限度として火災等共済金を支払う場合とは、建物の基本契約共済金額が 4,000 万円未満で、かつ、建物の標準加入額未満であるときをいう。
- 6 規約第 50 条 (火災等共済金) 第 4 項第 2 号にいう「細則に定める建物の標準加入額の 10 パーセント」を限度として火災等共済金を支払う場合とは、建物の基本契約共済金額が、4,000 万円または建物の標準加入額以上であるときをいう。

(住宅災害等共済金の算定方法)

第 20 条 規約第 51 条 (住宅災害等共済金) 第 6 項にいう「細則で定める基準」とは、各種構成部および品目に関する価額ならびにこれらの確認に要する資料等によるものとし、必要に応じて建物評価に関する各種資料および所定の様式により提出された見積書を参考にすることができる。

(持ち出し家財共済金の算定方法)

第 21 条 規約第 52 条 (持ち出し家財共済金) 第 2 項にいう「細則で定める基準」とは、各種構成部および品目に関する価額ならびにこれらの確認に要する資料等によるものとし、必要に応じて家財評価に関する各種資料および所定の様式により提出された見積書を参考にすることができる。

2 規約第 52 条 (持ち出し家財共済金) 第 3 項にいう「再取得価額」は、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再取得、または共済の目的を修復するために要する額をいう。

(他の契約等がある場合における損害の額)

第 22 条 規約第 60 条 (他の契約等がある場合) 第 2 項にいう「細則で定める基準」は、共済金の種類ごとにそれぞれつぎのとおりとする。

(1) 規約第 49 条 (基本契約共済金) 第 1 項第 1 号に定める火災等共済金
第 19 条 (火災等共済金の算定方法) 第 2 項により算出された損害の額

(2) 規約第 49 条 (基本契約共済金) 第 1 項第 2 号に定める住宅災害等共済金
第 20 条 (住宅災害等共済金の算定方法) により算出された損害の額

(3) 規約第 49 条 (基本契約共済金) 第 1 項第 3 号に定める持ち出し家財共済金
つぎのうちいずれか小さい額
ア 前条 (持ち出し家財共済金の算定方法)

第 1 項により算出された損害の額

イ 100 万円もしくは他の契約等における限度額のいずれか大きい額

(質権の設定)

第 23 条 共済契約者に対し、この組合が指定した金融機関または団体が建物を担保として貸付を行う場合、当該金融機関または団体は当該共済契約の共済金請求権に質権を設定することができるものとする。

2 前項の質権設定額は、当該共済契約の基本契約共済金額の範囲内とする。

3 質権設定に関する運用および手続きに関する事項は、別に定めるところによる。

(申込期間中の特例)

第 24 条 同一の共済の目的に対して契約の更新を行うために申込みを行った場合の申込期間中の損害に対しては、当該更新契約の共済金額が、現に当該共済の目的に契約している共済契約の共済金額をこえているものであって、かつ、そのこえた額について規約第 50 条 (火災等共済金) および規約第 51 条 (住宅災害等共済金) に準じて共済金を支払うものとする。

(細則の変更)

第 25 条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、細則を変更する必要がある場合等には、民法 (明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号) 第 548 条の 4 (定型約款の変更) にもとづき、この細則にかかわる契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この組合は、細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

付 則

- 1 この細則の改廃は理事会の議を経て行う。
- 2 この改正細則は 1968 年 5 月 28 日より施行する。
- 3 この改正細則は 1970 年 2 月 4 日より施行する。(第 4 条)
- 4 この改正細則は 1970 年 6 月 7 日より施行する。(第 4 条)
- 5 この改正細則は 1971 年 12 月 1 日より施行する。ただし 1971 年 11 月 30 日以前に締結した共済契約については第 3 条第 1 項第 1 号但し書の規定は適用しないものとする。(第 3 条、第 13 条)
- 6 この改正細則は 1975 年 1 月 1 日より施行する。(第 3 条、第 4 条、第 4 条第 2 項)
- 7 この改正細則は 1976 年 4 月 1 日より施行する。(第 4 条、第 4 条第 2 項、第 21 条)
- 8 この改正細則は 1978 年 4 月 1 日より施行する。(第 4 条(2)イ、別表 1)
- 9 この改正細則は 1980 年 4 月 1 日より施行する。(第 4 条第 1 項(1)、(2)、第 2 項別表 1、第 4 条 - 2、第 1 項、第 5 条第 3 項)
- 10 この改正細則は 1980 年 12 月 1 日より施行する。(第 3 条第 1 項、第 4 条第 2 項別表 1 - 4・にかかわる注)
- 11 この改正細則は 1981 年 4 月 1 日より施行する。(第 11 条第 2 項)
- 12 この改正細則は 1982 年 4 月 1 日より施行する。(第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 9 条、第 16 条)
- 13 この改正細則は 1982 年 7 月 10 日より施行する。(第 3 条第 1 項(3))
- 14 この改正細則は 1986 年 4 月 1 日より施行する。(第 6 条)
- 15 この改正細則は 1986 年 8 月 1 日より施行する。(第 17 条)
- 16 この改正細則は 1988 年 1 月 1 日より施行する。(第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項第 1 号、第 5 条、第 10 条)
- 17 この改正細則は 1989 年 4 月 1 日より施行する。(第 18 条)
- 18 この改正細則は 1989 年 8 月 1 日より施行する。(第 6 条)
- 19 この改正細則は 1991 年 1 月 1 日より施行する。(第 10 条)
- 20 この改正細則は 1995 年 4 月 1 日より施行する。
- 21 この改正細則は 1996 年 4 月 1 日より施行する。(第 1 条)
- 22 この改正細則は 2001 年 6 月 29 日より施行する。(第 2 条(6))
- 23 この改正細則は、2008 年 2 月 8 日より施行し、2007 年 4 月 1 日より適用する。(改正第 19 条)
- 24 この改正細則は、2008 年 3 月 4 日より施行し、2008 年 5 月 1 日以降を始期とする共済契約より適用する。ただし、更新契約においては、第 26 条の削除は、2008 年 7 月 1 日以降を始期とする共済契約より適用する。
- 25 この細則は、2010 年 3 月 26 日から施行し、2010 年 4 月 1 日以後に発効する共済契約(更新契約を含む。)から適用する。
- 26 この細則は、2014 年 11 月 26 日から施行し、2015 年 2 月 1 日から適用する。ただし、適用の日現在、現に存する共済契約については、改正後第 3 条(併用住宅の用途)第 2 項および改正後第 12 条(再取得価額の算定および制限)第 3 項を除き、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によることとし、共済事故が適用日以後に発生した場合には、改正後第 9 条(各共済金請求の提出書類)を適用する。
- 27 この細則の一部改正は、2017 年 9 月 1 日から施行し、2017 年 9 月 1 日から適用する。
- 28 この細則の一部改正は、2018 年 4 月 1 日から施行する。
- 29 この細則の一部改正は、2020 年 4 月 1 日から

施行する。ただし、第 21 条（細則の変更）については、施行の日現在、現に存する共済契約についても将来に向かって適用する。

30 この細則の一部改正は、2024 年 3 月 1 日より施行する。

31 この細則の一部改正は、発効日または更新日が 2024 年 4 月 1 日以降の共済契約から施行する。